

R4シリーズ 改版 & 機能アップ情報

掲載日： 2016/08/04

製品	給与・法定調書R4, 給与応援R4 Premium, 給与応援R4 Lite	バージョン	15.40
件名	給与R4システム 平成27年 (Ver.15.40) リリースのご案内	発売予定	2016/09中旬
		公開日	2016/09/12

プログラム提供開始日 (予定)

ダウンロード公開日 ※Eiボードダウンロードマネージャ、マイページ	2016年9月12日(月)		
オプション CD保守契約 の場合の発送開始日	給与・法定調書R4 給与・法定調書顧問R4 給与応援R4 Premium 給与応援R4 Lite	InterKX給与後継 給与応援Super後継 給与応援Super後継 給与応援Lite後継	2016年10月7日(金)
バージョンアップ対象	Ver.14.10以降		

※給与・法定調書R4と給与・法定調書顧問R4は同一コンピュータでは共存できません。

※給与応援R4 Liteは1ユーザーで使用する製品です。

※法定調書顧問R4のバージョンアップはありません。

電子申告対応版について

バージョンアップ前に電子申告システムをご利用の場合は、Ver.15.40.e2のまま、引き続き連動タブの電子申告をご利用いただけます。

システムの主な変更点

1. 社会保険改正の概要 (短時間労働者に対する適用拡大)

平成28年10月1日から、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。

■ 特定適用事業所の要件

同一事業主の適用事業所の厚生年金保険の被保険者数の合計が、1年で6カ月以上、500人を超えることが見込まれる場合は、特定適用事業所として短時間労働者の適用拡大の対象となります。

■ 短時間労働者の要件

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④の全てに該当する方が適用拡大の対象となります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと

※法施行日後の4分の3基準や上記の①～④を満たしていない場合であっても、法施行日前から被保険者である方については、法施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となります。

短時間労働者の算定基礎届・月額変更届等における支払基礎日数は、各月11日以上勤務日数があるかどうかで判断します。

■厚生年金保険：標準報酬月額の下限に等級追加

平成28年10月1日より、厚生年金の現在の標準報酬月額の等級表に新たな等級（第1等級：88,000円）が追加されます。

改正前				改正後			
等級	標準報酬月額	報酬月額		等級	標準報酬月額	報酬月額	
				1	88,000円	～	93,000円未満
1	98,000円		～ 101,000円未満	2	98,000円	93,000円以上	～ 101,000円未満
2	104,000円	101,000円以上	～ 107,000円未満	3	104,000円	101,000円以上	～ 107,000円未満
3	110,000円	107,000円以上	～ 114,000円未満	4	110,000円	107,000円以上	～ 114,000円未満
...				...			
30	620,000円	605,000円以上	～	31	620,000円	605,000円以上	～

※短時間労働者の適用拡大の詳しい内容等については、日本年金機構のホームページをご覧ください。
日本年金機構：<http://www.nenkin.go.jp/>

2. 社会保険改正によるシステム対応

給与の処理月「11月」（社会保険の徴収が「当月分（特別）」または支払日の特別処理が「翌月日付（特別）」の場合は処理月「10月」）以降、会社選択時に厚生年金保険の等級追加メッセージを表示し、当該従業員の厚生年金保険料等を更新、および、システム内部の厚生年金保険の料額表を新料額表に切り替えるよう対応します。（平成28年分データのみ）

- ・システムでは、短時間労働者の自動判定は行いません。手動で判定していただき、従業員情報の「健康保険区分：あり/なし」「厚生年金保険区分：あり/なし」を見直す必要があります。
- ・未締未払、社会保険の徴収：前月分（通常）で10月末日に退職した場合、保険料は9月分・10月分の2カ月分を徴収する必要がありますが、システムでは新旧料額表により自動計算することができません。このような場合は、上書きで保険料を修正してください。
- ・月額変更届における短時間労働者の支払基礎日数（各月11日以上勤務日数）の判定は、2016年11月以降にリリースするバージョンで対応する予定です。
- ・短時間労働者に対する適用拡大に伴う、社会保険帳票の様式変更は、2016年11月以降にリリースするバージョンで対応する予定です。

3. その他のシステムの変更点

その他システムの変更点は以下の通りです。

機能	対応内容	給	L
給与明細/個別入力 給与明細/一覧入力	給与明細を〔確定〕する際、従業員情報に登録されている通勤手当の月按分額を内部的に保持していましたが、従業員情報の通勤手当を1種類（通勤手当1）だけ使用しており、かつ、支給月の設定が「毎月」の場合に限り、通勤手当の月按分額を内部に保持しないよう対応します。これにより、給与明細処理時に通勤手当を上書入力すると、算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額の集計に上書き値が反映されるようになります。 ※給与R4システムでは、従業員情報の通勤手当を3種類（通勤手当1～3）設定できるようになりましたが、通勤手当を複数設定していたり、支給月の設定が「毎月」以外の場合、給与明細処理時に通勤手当を上書入力しても、現在と同様に、算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額に上書入力した通勤手当は反映されません。その場合は、算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額を上書きで修正していただくか、従来システムと同様、通勤手当を一つに（通勤手当1）にまとめて設定をお願いします。 ※プログラム対応しても、プログラム対応前に給与処理をした月の上書きした通勤手当は、金銭報酬月額に反映されません。 <u>プログラム対応前に「固定金額」で設定されている通勤手当を、給与明細上で上書入力により変更している場合は、対象月の金銭報酬月額を上書きで見直していただく必要があります。</u>	○	○

汎用データ	『健康保険組合へ、個人番号の登録のある従業員情報ファイルの提示する必要がある』というご要望を受け、マイナンバー EXCEL出力で個人番号付きのファイル出力ができるよう対応します。	○	○
会社データ作成	〔会社新規作成〕時の計算条件の厚生年金保険料率を最新の料率に変更します。会社データを新規に作成する場合は、料率の設定を見直してください。	○	○
取引銀行 従業員／個別入力 給与支払報告書／総括表	銀行支店を選択する際、従来システムと同様、銀行支店を追加できるよう対応します。（銀行は追加できません。今後リリースのバージョンで見直しを検討します。）	○	○
従業員／個別入力 従業員／一覧入力 年末調整／一覧入力	市町村（納付先）または市町村（報告書提出先）で市町村を選択する際、従来システムと同様、住民税の納付先を追加できるよう対応します。	○	○
給与明細／個別入力	〔給与明細／個別入力〕 ボタンをダブルクリックしても給与明細／従業員の選択画面の〔クリア〕 ボタンをクリックしたときに表示されるメッセージが表示されないよう対応します。	○	○
扶養控除等異動申告書	扶養控除等異動申告書の野線の太さ等を見直します。	○	○

以下の障害に対応します。

機能	対応内容	給	L
従業員／個別入力 従業員／一覧入力	従業員情報変更後、〔確定〕をクリックすると、エラーが発生する場合があるという問題に対応します。	○	○
フリーデザイン管理表	追加した管理表の管理表名を「賃金台帳」にすると、印刷時、従業員名が表にかかってしまうという問題に対応します。	○	○
源泉徴収簿	源泉徴収簿を「印刷タイプ：A4横」で印刷すると、非課税額欄の「,」（カンマ）が、「.」（ピリオド）のように印字される問題に対応します。	○	○
法定調書合計表－ 内訳書印刷	「支払日の特別処理：翌月日付（特別）」、かつ、「所得税徴収の特別処理：前月給与を集計」の設定で、支払状況内訳書の資料を印刷すると、賞与の月分、支払月日が1行ずれて印字される問題に対応します。	○	×
自動バックアップ	自動バックアップ時に表示される上書メッセージの不要な文言が表示されないよう対応します。	○	○

給：給与・法定調書R4、給与・法定調書顧問R4、給与応援R4 Premium

L：給与応援R4 Lite